

# 費用弁償及び食糧費、報酬規程

特定非営利活動法人

ゆざわサンマリッツスポーツクラブ

(令和元年5月25日改正)

特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ  
費用弁償及び食糧費、報酬規程

(目的)

第1条 この規程(以下、本規程という)は、特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ(以下、本法人という)の活動に際し、費用弁償及び食糧費、報酬の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、本法人の理事及び監事、事務局をいう。
- (2) 正会員とは、本法人の正会員をいう。
- (3) 利用会員とは、本法人の利用会員をいう。
- (4) 帯同とは、その者の責任により他人を連れていくことをいう。
- (5) 同行とは、相手に付き添い従っていくことをいう。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費をいう。
- (7) 食糧費とは、職務の遂行に必要な食事代及び飲物代、懇親会費をいう。
- (8) 報酬とは、職務の遂行の対価として受け取る利益をいう。

(交通費)

第3条 交通費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員、正会員及び利用会員保護者以外の者が、本法人の活動に必要な旅行、帯同及び同行をしたとき。
- (2) 自宅から当該地点まで20km以上を支給対象とし、@40円/kmを基準とする。
- (3) やむを得ず公共交通を使った場合は、実費支給する。

(宿泊費)

第4条 宿泊費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員、正会員及び利用会員保護者以外の者が、本法人の活動に必要な宿泊をしたときは、10,000円を上限として、実費支給する。
- (2) 利用会員本人が本法人の宿泊遠征事業に参加する場合は、一人当たり1日1,000円の宿泊費を支給する。

(食糧費)

第5条 食糧費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員、正会員及び利用会員保護者以外の者が、本法人の活動をしたとき。

2 支給額は次のとおりとする。

- (1) 食事をしたときは1回あたり600円を支給する。
- (2) 飲物代は必要に応じて実費を支給する。
- (3) 懇親会費は実費を支給する。

(費用弁償及び食糧費の請求)

第6条 費用弁償及び食糧費を受けようとする者は、すみやかに所定の方法で請求しなければならない。

(報酬)

第7条 報酬は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員、正会員及び利用会員保護者以外の者が、本法人の活動をしたときは、1回あたり500円、月2,500円を上限に支給する。
- (2) 外部指導者等を招へいたときは実費支給とし、その費用は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(3) 有償のクラブマネージャー（正）を設置（雇用）したときは、月額 20,000 円とする。

(4) その他、本法人の活動のために必要なとき。

（報酬の請求）

第 8 条 報酬を受けようとする者は、すみやかに所定の方法で請求しなければならない。

2 外部指導者等を招へいする場合は、担当役員が請求する。

（細則）

第 9 条 本規程になく必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

1. 本規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本規程は令和元年 5 月 25 日より施行する。